

双葉通信【第41回】 “ふくしまに恋をして（綾瀬はるか「八重の桜」） 171201
上田 勉

原発事故 国にも責任 「生業（なりわい）」訴訟判決 5億円賠償命令

「東京電力福島第一原発事故当時、福島県内全59市町村と隣接3県に住んでいた3,824人が、国と東電に約160億円の慰謝料などを求めた集団訴訟（生業訴訟）の判決言い渡しが10月10日、福島地裁で行われた。金沢秀樹裁判長は国に、東電の双方の過失を認め、約2,900人に約5億円の賠償を命じた。国の中間指針で継続的な精神的賠償の対象外だった原告にも賠償を認めた。

「国と東電を断罪」「歴史的な裁判」原告ら大きな歓声 弁護団「満足ではない」
国と東京電力の責任を認めたは判決を受け、原告団からは歓迎の声が上がった。

福島市の果樹農家 橋本光子さん（61）は「大きな成果だ。勝訴したことで一歩前進した」と声を弾ませた。原発事故で栽培するリンゴの顧客が離れた。日常生活では放射線に対する不安を感じ続けた。「国と東電に原発事故の責任について説明と謝罪をしてもらいたかった」。橋本さんは判決内容を聞き、国と東電に対する憤りが少し和らいだ気がしたという。

【解説】福島地裁は国と東京電力に原発事故の責任があったと認定した。東電の賠償は不十分として原告の約7割に追加や新たな賠償を認めた。国の原子力規制に強い責任を求め、国と東電の賠償指針にも一部上積みを命じる内容。原告、国、東電とも控訴は確実な情勢で、控訴審の行方が注目される。

地裁は、国の責任について「規制権限行使しなかったのは著しく不合理」と断定。事故について国の責任を認めたのは、同種訴訟では前橋地裁に続き2例目で「仮に対策を取っても事故を回避できない可能性があった」として国の責任を認めなかった千葉地裁と判断が分かれた。今後の同種訴訟の認定が注視される。

賠償については、中間指針によるこれまでの賠償の妥当性を一定程度認めた上で、これまで継続的な精神的苦痛に対する賠償を受けていない地域の住民にも慰藉料を認めなど指針を超える判断を示した。県南の住民を新たに賠償の対象とした一方、会津などは今回の賠償の対象外とされ、指針とは違う線引きをした。賠償を巡っては財源の手当てなど国の政策決定による部分が多い。控訴審等の審理とともに、国の対応も注目される。（報道部・谷口隆治）

中間指針を超えた意義ある賠償認定 除本（よけもと）理史・大阪市立大大学院教授（環境政策論）の話 中間指針を超えた賠償を認定したことは意義があり、避難区域外の住民に対しても被害を認定した判決だ。国が「問題ない」とした汚染レベルでも平穏な生活を脅かしたとして賠償を命じた判決だ。司法が原賠審の賠償指針にとらわれずに独自に損害を認定していく流れは定着するのではないか。制度上、意味があるわけではないが、（地元に）福島地裁が国の責任を認めたことは重い意味を持つ判決。」（「福島民報」）17年10月11日付け）

【来年3月までで退去を迫られている（檜葉町のいわき市高久応急仮設住宅）】



【食料品等を買うのは2件のコンビニと仮設のスーパーだけ（檜葉町ここなら商店街）】



生業（なりわい）訴訟とは

- *原発事故に責任を取らず、原発再稼働を推進する、国や東電に責任を追及すること
- *避難指示のなかった地域において、自主避難している人達にも、賠償をさせること
- *加害者である国が、被害者の賠償の金額を決定するのはおかしいこと（交通事故で、加害者（運転手）が被害者の補償金額を決めるのと同じ）